

おきしまちょうちいきせいかつしえんきよてんとうじぎょう  
隠岐の島町 地域生活支援拠点等事業

- ① 介護者(家族)の入院、緊急の不在により、**急に普段の在宅生活を送ることが困難**になった時
- ② **一人暮らしの方などで**ほかに支援を受ける手立てが無く、**緊急の支援が必要**になった時

…このような時、相談支援事業所の相談支援専門員が緊急に相談を受け付け、緊急時に必要なサービス利用などの調整を行います。

まずは利用者登録が必要です

【利用者登録できる人】

隠岐の島町にお住まいの障がいのある人で、次のような人

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの人
- ② 診断書により精神障がい、発達障がいがあると認められる人
- ③ 知的障害者福祉法にいう知的障がいのある人
- ④ 自立支援医療受給者証をお持ちの人
- ⑤ 指定難病など、障害者総合支援法の対象疾病にかかっている人  
(ただし、65歳以上の方については、介護保険サービス利用を優先してください)

登録方法

- ① 障がい福祉サービスを利用している人  
➔ **相談支援専門員**にご相談ください
- ② 障がい福祉サービスを利用していない人  
➔ **役場 保健福祉課**にご相談ください

利用登録者が受けられる支援

- ① 緊急時に備え、相談に応じ、サービス利用の調整を行います。
- ② 緊急事態が起こった時は事前登録に基づき、相談支援専門員が短期入所等の調整や手配を行います。
- ③ 緊急短期入所中に、相談支援専門員が本人の意向を確認し、退所後の生活を検討・調整します。

【問合せ先】

隠岐の島町役場 保健福祉課 地域福祉係  
TEL 08512-2-8561 FAX 08512-2-6630